

石川県環境総合計画の改定について

1. 環境総合計画について

- ふるさと石川の環境を守り育てる条例に基づき、**地球環境や自然環境等の保全に関する総合的な計画として石川県環境総合計画を策定**（H17）。
- 計画に基づき、県民・事業者・民間団体等と連携しながら、各分野において取組を推進してきた結果、例えば、
 - ・生活環境の保全については、全ての公共用水域において、人の健康の保護に関する環境基準を達成（H30）
 - ・循環型社会の形成については、産業廃棄物の最終処分量が、218千トン（H15）から73千トン（H29）と減少
 - ・自然と人との共生については、森林・里山保全活動数が286回（H30）と拡大
 - ・地球環境の保全については、家庭版環境ISOに取り組む家庭数が、66,583家庭（H30末）と拡大
 など、全般にわたり一定の成果が得られており、石川県が誇る健全で恵み豊かな環境の維持向上に貢献している。
- 今般、国において、環境を巡る国内外の状況変化を反映させた**地球温暖化対策計画（H28.5月）及び第五次環境基本計画（H30.4月）が策定**されたことから、本県環境総合計画についても、**国の目標及び施策と整合性を持った計画へと改定**を行う。

2. 計画改定の方向性

（1）基本的な考え方

- 現行の石川県環境総合計画に基づく取組により、本県における環境の維持向上に**一定の成果**が得られており、
- また、**国の第五次環境基本計画**においても、地球温暖化対策をはじめ循環型社会の形成、生物多様性の確保、自然共生、生活環境の保全、環境教育など、**基本的な環境政策**については、揺るぎなく着実に推進することとされていることから、
- 本県においても、**基本的な環境政策については、引き続き着実に推進**することを基本的な考え方とし、
- 自然災害に対する防災・減災や、猛暑に対する熱中症対策といった、近年増加する異常気象を想定した対応（国ではH30.11月に気候変動適応計画策定）など、**国の諸計画における新たな視点も踏まえた内容**とする。

（2）スケジュール

7月 環境審議会、第1回部会（現行計画の総括、計画改定の基本的な考え方）
 秋頃 第2回部会（新計画の素案）
 → パブリックコメント
 3月 環境審議会（答申案審議）、答申・改定

- ① 企画計画部会（計画全体について）
- ② 持続可能な社会形成部会（地球温暖化対策、循環型社会の形成について）